**平成２７年（フ）第６０５号**
横浜市旭区白根６丁目28番２号　カトレアハイツ202号室
債務者　遠藤　桂太
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第７７７号**
横浜市栄区犬山町53番３号
債務者　前田　　明
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第２９号**
熊本県八代市日奈久下西町598番地２
債務者　林田　澄子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２７年（フ）第１８８号**
静岡県牧之原市勝俣2196番地２　グリーンポケットＢ201、旧住所静岡市葵区瀬名１丁目23番11―101号
債務者　北村　里志
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第２４５号**
静岡市葵区川合２丁目４番１号　川合マンション203号、旧住所静岡市葵区若松町35番地アーバンハイツ若松10Ａ号
債務者　小寺　睦子（旧姓長内）
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第２２５号**
静岡市葵区瀬名２丁目18番８号　ホワイトプランドール101号、旧住所静岡県島田市神座2564番地の497
債務者　東野　修一
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第２２６号**
静岡市葵区瀬名２丁目18番８号　ホワイトプランドール101号、旧住所静岡県島田市神座2564番地の497
債務者　東野　修二
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第２２７号**
静岡市葵区瀬名２丁目18番８号　ホワイトプランドール101号、旧住所静岡県島田市神座2564番地の497
債務者　東野　光子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１２８号**
愛知県豊田市小坂本町１丁目４番地18　アーバンセンセーション207号、前住所岐阜県多治見市小名田町西ケ洞１番地の129
債務者　桑原　幸将
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２６年（フ）第１９３４号**
福岡県太宰府市坂本３丁目23番22号　国分ハイツＣ棟103号、前住所福岡県太宰府市坂本１丁目１番14―102号
破産者　島　健一郎
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第２４１号**
福岡県大野城市仲畑４丁目６番39号　勝村コーポＡ棟101号
破産者　高田　幸江
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第３４１号**
福岡市中央区小笹４丁目４番4036号、申立時の住所福岡市中央区小笹１丁目13番６号
破産者　神谷　尚孝
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第４０号**
福岡市城南区七隈１丁目10番１―201号、破産手続開始決定時の住所福岡市西区拾六町４丁目17番10号
破産者　大串　秀夫
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第３８３号**
福岡県太宰府市五条６丁目７番15号
破産者　菊田　義昭
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第４１７号**
福岡市中央区渡辺通５丁目８番18―1107号、前住所福岡市博多区吉塚４丁目８番36―402号
破産者　吉田　克幸
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部